

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度		：	：	法人名				
当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「46の②」+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額)	1		円	定額基準額	15	円	
					$2,000万円 \times \frac{1}{12}$			
	前期末配当等の額 (前期の(3))	2			所得金額総計 (別表四「37の①」)	16		
	当期末配当等の額	3			受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」又は「29」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	17		
	法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	4			外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」+別表十七(三の四)「17の計」)	18		
	住民税額の計算				受贈益の益金不算入額 (別表四「18」)	19		
	住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」-別表六(十)「23」-別表六(十一)「23」-別表六(十二)「22」-別表六(十五)「32」-別表六(十八)「24」-別表六(十九)「22」-別表六(二十二)「21」)	5			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「21」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。)の受取額)	20		
	住民税額 (5)×20.7%	6			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十四「42」)	21		
	当期留保金額 (1)+(2)-(3)-(4)-(6)	7			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(五)「19」)	22		
					対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(五)「20」又は「22」)	23		
					沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)	24		
					国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額 (別表十(二)「7」)	25		
					国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の益金算入額 (別表十(二)「9」)	26		
	積立金基準額の計算				認定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額 (別表十(三)「7」)	27		
期末資本金の額又は出資金の額	8			認定研究開発事業法人等の所得の金額の益金算入額 (別表十(三)「9」)	28			
同上の25%相当額	9			収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(八)「18」+「33」+「38」+「43」+「48」)	29			
期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)-(2)	10			肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(九)「22」)	30			
期中増減				課税済留保金額の損金算入額 (別表十七(二の二)「35」)	31			
適格合併等により増加した利益積立金額	11			課税対象留保金額等の益金算入額 (別表十七(二)「40」+別表十七(三)「35」+別表十七(三の二)「22」)	32			
適格分割型分割等により減少した利益積立金額	12			所得等の金額 (16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)-(23)+(24)+(25)-(26)+(27)-(28)+(29)+(30)+(31)-(32)	33			
期末利益積立金額 (10)+(11)-(12)	13			所得基準額 (33)×40%	34			
積立金基準額 (9)-(13)	14			留保控除額 (14)、(15)又は(34)のいずれか多い金額)	35			
				課税留保金額 (7)-(35)	36	000		
留保金額に対する税額の計算								
課税留保金額			税額					
年3,000万円相当額以下の金額 (36)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	37	円 000	(37)	の	10%	相当額	41	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (36)-(37)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(37))のいずれか少ない金額)	38	000	(38)	の	15%	相当額	42	
年1億円相当額を超える金額 (36)-(37)-(38)	39	000	(39)	の	20%	相当額	43	
計(36) (37)+(38)+(39)	40	000		計		(41)+(42)+(43)	44	

御注意

「14」欄には、「13」欄がマイナスであるときは、「9」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「38」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「36」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

別表三(一) 平二十三・六・三十以後終了事業年度分